

令和5年3月28日

報道機関 各位

泉南清掃事務組合敷地内における土壤汚染について

泉南清掃事務組合では次期ごみ処理施設（新工場）の建設計画にあたり、地盤調査を実施していますが、この調査と併せて土壤調査を実施したところ、以下の有害物質が検出されましたので、下記のとおりお知らせします。

記

●場 所：大阪府阪南市尾崎町 532 番地

●汚染状況：

土壤汚染物質	基準値		検出値（最大値）
	含有量※1	150mg/kg	
鉛	溶出量※2	0.01mg/ℓ	0.035mg/ℓ
砒素		0.01mg/ℓ	0.023mg/ℓ
六価クロム		0.05mg/ℓ	0.06mg/ℓ
ふっ素		0.8 mg/ℓ	0.86mg/ℓ

*この土壤調査は、土壤汚染対策防止法に基づくものではありません。

※1 直接摂取によるリスクに対する基準（土壤含有量基準）

特定有害物質が含まれる汚染土壤を直接摂取することによる健康リスクに対して定められている基準で、一生涯（70 年間）汚染土壤のある土地に居住し、1 日当たり子ども（6 歳以下）200mg、大人 100mg の土壤を摂取することを想定して設定されています。

※2 地下水経由の摂取によるリスクに対する基準（土壤溶出量基準）

汚染土壤から特定有害物質が地下水に溶出し、その地下水を飲用することによる健康リスクに対して定められている基準で、一生涯（70 年間）1 日 2L の地下水を飲用し続けることを想定して設定されています。

*事業者が行う土壤汚染リスクコミュニケーションのためのガイドライン（公益財団法人 日本環境協会）による。

●対 応：現在は、アスファルト舗装等で覆われているため、『基準値を超過した土壤』が飛散する恐れはありません。また、敷地内の地下水の状況を調査するため、井戸を設置します。

今後は、土壤汚染対策法に基づき、適正に対応していきます。